

答 申

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年和歌山県条例第12号）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成25年12月9日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対し「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成25年12月18日付け海建管第6293号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成25年12月25日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

「作成又は取得していない」のであれば、和歌山市上三毛字北原周辺は字東山田や字東山にならないはずである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

本件開示請求の対象公文書を「字東山〇〇〇〇－〇と公図訂正された申請書一式」と特定した。

平成10年11月25日付け海建第5310号で行われた境界確定は字東山田〇〇〇－〇と県道との境界を確定するために行われており、字東山〇〇〇〇－〇の公図を訂正したものではない。

よって、「作成又は取得していない」との理由により非開示決定を行った。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、字北原が字東山〇〇〇〇－〇と公図訂正された申請書一式を請求していると認められる。

実施機関の説明によると、平成10年11月25日付け海建第5310号で行われた境界確定は字東山田〇〇〇－〇と県道との境界を確定するために行われており、この境界確定手続きにより、異議申立人が主張するような公図訂正がなされたものではないとのことである。この説明内容は、特段不合理ではない。

よって、実施機関が「作成又は取得していない」により非開示決定を行った本件

処分は、妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関職員への対応や公函訂正事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成 26 年 1 月 6 日	○諮問（実施機関）
平成 26 年 2 月 4 日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成 26 年 2 月 17 日	○異議申立人からの意見書を受理
平成 29 年 3 月 16 日	○審議
平成 29 年 4 月 25 日	○審議
平成 30 年 3 月 6 日	○審議
平成 30 年 3 月 30 日	○実施機関からの資料を受理
平成 30 年 4 月 24 日	○審議
平成 30 年 8 月 16 日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成 30 年 8 月 30 日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取
平成 30 年 11 月 14 日	○審議
平成 30 年 12 月 4 日	○審議

[別紙]

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 25 年 12 月 9 日	平成 10 年 11 月 25 日付、海建第 5310 号境界確定申請地表示公図の〇〇〇-〇南側が字北原であるが、市街地図に表示される申請地は Y 字でな現況県道敷となり、当該土地は無番地であり、申請地測量図は申請地南側が字東山となっている。字東山〇〇〇〇-〇と公図訂正された申請書一式開示。